

# 指導監査結果から見た留意点について

～会計経理～

## 本日の説明内容について

- 指摘が多かった項目
- 各指摘項目の概要及びポイント

# はじめに

- ▶ 本講習会では以下の略称を使う

「社会福祉法人審査基準」	平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
「会計省令」	平成28年3月31日厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」
「運用上の取扱い」	平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」
「留意事項」	平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」
「入札契約の取扱い」	平成29年3月29日雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」
「指導監査実施要綱」	平成30年4月16日子発0416第1号・社援発0416第2号・老発0416第1号「「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」

## 指摘の多かった項目

- ➡ 契約を適正な方法により行っていない。
- ➡ 附属明細書が適正に作成されていない。
- ➡ 法人の所有する社会福祉事業に要する不動産について基本財産として定款に記載されていない。
- ➡ 把握された注記すべき事項が注記されていない。
- ➡ 補正予算が編成されていない。

etc...

## 契約

### ▶ 合理的な理由を示すことなく随意契約で契約しているケース

- ◆ 会計監査人を未設置の法人の場合、1,000万円を超える契約は、原則、一般競争入札を行う必要があり、随意契約は、法令及び法人の経理規程に従って特定条件を満たし場合のみ、行うことができる。
- ◆ 随意契約にする場合は理由を明確にし、稟議書や理事会の議事録等で記録を残しておくことが重要となる。

(根拠規定)

- 留意事項1- (4)
- 指導監査実施要綱Ⅲ-4- (4) -4
- 入札契約の取扱い
- 社会福祉法人〇〇〇〇会「経理規程」

## 契約

### ポイント

- 社会福祉法人としての公平性、透明性の確保のため、一般競争入札が原則。
- 随意契約による場合は理由を明確にし、稟議書や理事会の議事録等で残しておく。
- 随意契約によることができる場合か、また、随意契約の場合は、3社以上の見積が必要か2社以上の見積で足りるかを把握しておく。
- 複数業者の見積合わせは随意契約となる。

# 注記

- ▶ 計算書類に注記すべき事項が注記されていないケース
  - ◆ 会計省令第29条により、計算書類に注記すべき事項は16項目規定されており、法人全体で記載するものと拠点区分で記載するものがある。（会計省令が一部改正され15項目から16項目に増えている。令和3年4月1日施行。）
  - ◆ 注記事項に該当がない場合には、事項によって記載自体を省略できるものと、「該当なし」と記載するものがあるため注意する必要がある。

## (根拠規定)

- 会計省令第29条
- 運用上の取扱い20から24まで、別紙1、別紙2
- 留意事項別紙25- (2) 、26
- 指導監査実施要綱Ⅲ-3- (5) -1

# 注記

注記事項	法人 全体	拠点 区分	該当がない場合
1 継続事業の前提に関する注記	○	×	項目記載不要
2 重要な会計方針	○	○	「該当なし」と記載
3 重要な会計方針の変更	○	○	項目記載不要
4 法人で採用する退職給付制度	○	○	「該当なし」と記載
5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分	○	○	「該当なし」と記載
6 基本財産の増減の内容及び金額	○	○	「該当なし」と記載
7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等 特別積立金の取崩し	○	○	「該当なし」と記載
8 担保に供している資産	○	○	「該当なし」と記載
9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)	○	○	項目記載不要
10 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)	○	○	項目記載不要
11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	○	○	「該当なし」と記載
12 関連当事者との取引の内容	○	×	「該当なし」と記載
13 重要な偶発債務	○	×	「該当なし」と記載
14 重要な後発事象	○	○	「該当なし」と記載
15 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、 負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項	○	○	「該当なし」と記載

# 注記

## ポイント

- 作成しなければならない注記は前のスライドのとおり。（令和3年度決算からは16項目）
- 法人全体と拠点区分で注記すべき事項が一部異なる。
- 該当がない場合について、項目を省略してよい場合と「該当なし」と記載する必要がある場合がある。

# 附属明細書

## ▶ 作成すべき附属明細書が作成されていないケース

- ◆ 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足するものであり、様式については、「運用上の取扱い」において定められている。
- ◆ 計算書類の注記と同様に、様式によって法人全体で記載するものと拠点区分で記載するものがあり、該当する事由がない場合は当該附属明細書の作成は省略可能である。

(根拠規定)

- 会計省令第7条、第30条
- 運用上の取扱い別紙25、別紙3（1）から別紙3（⑱）まで
- 指導監査実施要綱Ⅲ - 3-（5）-2

# 附属明細書

- ➡ 附属明細書について計算書類の金額と一致していないケース
  - ◆ 前述したとおり、附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足するものであるため、計算書類における金額と一致している必要がある。
  - ◆ なんらかの理由で、附属明細書について計算書類の金額と一致していないケースが見受けられるため、計算書類と各附属明細書の内容を突合し確認することが重要である。

(根拠規定)

- 会計省令第30条
- 運用上の取扱い25
- 指導監査実施要綱Ⅲ-3-(5)-2

# 附属明細書

運用上の取扱い 別紙3①から別紙3⑱	法人全体	拠点区分
1 借入金明細書	○	
2 寄附金収益明細書	○	
3 補助金事業等収益明細書	○	
4 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	
5 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書	○	
6 基本金明細書	○	
7 国庫補助金等特別積立金明細書	○	
8 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書		○
9 引当金明細書		○
10 拠点区分資金収支明細書		○
11 拠点区分事業活動明細書		○
12 積立金・積立資産明細書		○
13 サービス区分間繰入金明細書		○
14 サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書		○
15 就労支援事業別事業活動明細書		○
15-2 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）		○
16 就労支援事業製造原価明細書		○
16-2 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）		○
17 就労支援事業販管費明細書		○
17-2 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）		○
18 就労支援事業明細書		○
18-2 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）		○
19 授産事業費用明細書		○

## 附属明細書

- 以下の附属明細書については、拠点区分で行っている事業により作成の有無が異なる。

10拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））及び11拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））

	⑩拠点区分資金収支明細書	⑪拠点区分事業活動明細書
介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点区分	省略可	要作成
子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点区分	要作成	省略可
上記以外の事業を実施する拠点	いずれか一方を省略可	
サービス区分が1つの拠点区分	どちらも省略可	

## 附属明細書

### ポイント

- ▶ 作成しなければならない附属明細書は前のスライドのとおり。
- ▶ 法人全体で作成しなければならないものと拠点区分で作成しなければならないものが異なる。
- ▶ 該当がない場合は作成を省略することができる。
- ▶ 運用上の取り扱い25別紙3の様式に従って作る必要がある。
- ▶ 附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類における金額と一致していなければならない。

## 予算管理

- ➡ 補正予算の編成が必要と認められる、軽微な範囲とは言えない乖離について、補正予算が編成されていないケース
  - ◆ 社会福祉法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行わなければならない。年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成しなければならない。
  - ◆ 毎月作成する月次報告により、予算執行の合理性や財政状態の評価を行い、適切な予算管理を行う必要がある。

(根拠規定)

- 留意事項2-(2)
- 指導監査実施要綱Ⅲ-3-(3)-3
- 社会福祉法人〇〇〇〇会「定款」「経理規程」

## 予算管理

### ポイント

- 毎月作成する月次報告を元に予算執行が適正に行われているかを確認。
- 大幅に予算とのずれが予測される場合、適宜補正予算を組むことで修正を行う。

# 寄附金の受領

## ■ 寄附者の意思を確認していないケース

- ◆ 寄附者の意思の確認書類として寄附申込書の作成が必要だが、お祭りなどのイベントの現場で、参加者等が寄附金として現金を置いたまま立ち去ってしまい、寄附申込書を記載してもらえないケースも見られる。
- ◆ また、寄附者が近しいものであっても、事務的な手続きを嫌がる等して、寄附申込書の作成を断られるケースもある。
- ◆ このような場合でも、寄附の意思の確認や目的等を確認することは会計処理上重要なことから、イベント会場に寄附申込書も用意して置いたり、寄附者に趣旨を説明し、繰り返し申込書の作成を依頼する等の取組も重要となる。

(根拠規定)

○留意事項 9-(2)

○指導監査実施要綱Ⅲ-3-(2)

## 寄附金の受領

- ▶ 寄附金収益明細書の「寄附者の属性」欄に寄附者の個人名等を記載しているケース
  - ◆ 寄附金収益明細書の「寄附者の属性」欄の内容は、「法人の役職員」「利用者本人」「利用者の家族」「取引業者」「その他」のいずれかを記載することとされているが、寄附者の個人名等を記載しているケースが見受けられる。
  - ◆ 寄附者の個人情報等を保護する観点からも、運用上の取扱い別紙3（②）注1に掲げられた5つの類型から記載する。

(根拠規定)

- 運用上の取扱い2 6-(1)
- 指導監査実施要綱Ⅲ-3-(5)

## 寄附金の受領

- ➡ 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金の強要はできない。
- ◆ 寄附は寄附者の自由意思によるもの。
- ◆ 入所施設の利用者やその家族等に対し、金銭や物品の寄附を利用条件とする等の寄附の強要はできない。

(根拠規定)

- 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号社援発第1275号老発第274号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長通知）5（4）工

## 寄附金の受領

### ポイント

- 寄附金収入が今までなかったとしても、今後寄附があったときに備えて様式を準備しておく。
- 寄附金を受ける際には必ず寄附申込者の意思を確認する。
- 役員、利用者家族等に対する寄附の強要はしてはいけいない。

## 資金移動

### ■ 資金の運用が適正ではないケース（特別養護老人ホームからの資金移動のケース）

- ◆ 施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えないとされている。
- ◆ しかし、本部拠点区分に資金を繰り入れた結果、拠点区分の当期資金収支差額合計がマイナスとなるような場合には繰り入れることができない。

（根拠規定）

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知）第2 3 - (1)

## 資金移動

### ポイント

- 社会福祉事業の収入は収益事業に充てることはできない。
- 各福祉サービスに関する収入については、通知の定めにより法人法部への繰入や他の社会福祉事業、一定の公益事業への繰入については、通知で定められた要件を満たした上で、一定の範囲で認められる。

## 各制度の資金の取扱い通知

- ▶ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）
- ▶ 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）
- ▶ 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知）
- ▶ 「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

## 資金の一時繰替使用

- 事業区分間、拠点区分間の資金の繰替使用（貸借）について、年度を超えて行っている。
- ◆ 社会福祉施設の運営費、保育委託費、介護報酬等の事業区分間、拠点区分間の資金の繰替使用（貸借）は、年度内に限り認められる。  
（介護保険事業の拠点区分間の例外あり）

（根拠規定）

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知） etc.